

関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二一四（略）
五 法人である場合においては、相談役及び顧問の略歴を記載した書類

六個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に限る。においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）の略歴を記載した書類

七事務所ごとに置かれる法第三十一条の歴を記載した書類

八法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてはその役員）及び令第二条の二で定める使用人の氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先を記載した書面

九（十二）（略）

二二二（略）
一 國土交通大臣又は都道府県知事は、法第

三条第一項の免許を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する人確認情報をいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受ける部

分に限る。）の規定によるその提供を受ける

関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において「免許申請者」という。及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二一四（略）
五 免許申請者、令第二条の二で定める使人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

六 法人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

七個人である場合においては、資産に関する調査

八（新設）

九（十一）（略）

二二二（略）
一 國土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者（個人に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する人確認情報をいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受ける部

分に限る。）の規定によるその提供を受ける

ことができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

三 國土交通大臣及び都道府県知事は、免許申請者に対し、第一項に規定するもののは第一項の免許を受けようとする者に対する第一項に規定するもののか、必要と認められる書類を提出させることができる。

四 法第四条第二項第一号から第五号まで及び第七号並びに第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（削る）
五（名簿の登載事項）

第六十五条第一項若しくは第三項に規定する指示又は同条第二項若しくは第四項に規定する業務停止の処分があったときは、その年月日及び内容

一 法第六十五条第一項若しくは第三項に規定する指示又は同条第二項若しくは第四項に規定する業務停止の処分があったときは、その年月日及び内容

二 宅地建物取引業以外の事業を行なつてゐるときは、その事業の種類

（名簿等の閲覧）

第五条 國土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿及び同条に規定する特定書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」といいう。）を設けなければならない。

（名簿等の閲覧）

第五条の二 國土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第九条の規定による変更の届出に係る書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」といいう。）を設けなければならない。

（変更の手続）

第五条の二 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による変更届出書により行うものとする。

（変更等の手続）

第五条の三 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書により行うものとする。

二 法第九条第二項において準用する法第四条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める書面は、第一条の二第一項第一号及び第三号から第八号までに掲げる書面とする。

十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

三 國土交通大臣及び都道府県知事は、免許申請者に対し、第一項に規定するもののは第一項の免許を受けようとする者に対する第一項に規定するもののか、必要と認められる書類を提出させることができる。

四 法第四条第二項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（名簿の登載事項）

第六十五条第一項第八号に規定する省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十五条第一項若しくは第三項に規定する指示又は同条第二項若しくは第四項に規定する業務停止の処分があつたときは、その年月日及び内容

二 宅地建物取引業以外の事業を行なつてゐるときは、その事業の種類

（名簿等の閲覧）

第五条 國土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿及び同条に規定する特定書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」といいう。）を設けなければならない。

（名簿等の閲覧）

第五条の二 國土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第九条の規定による変更の届出に係る書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」といいう。）を設けなければならない。

（変更の手続）

第五条の三 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書により行うものとする。

二 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第三十二条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交

4 (略)	3 (略) (名簿の訂正)	第五条の三 (略) (廃業等の手続)	第五条の四 (略) (指定流通機構への登録事項)
	第五条の十 法第三十四条の二第五項の 国土交通省令で定める事項は、次に掲げる ものとする。	二 当該宅地又は建物の取引の申込みの受 付に関する状況	二 (略) (指定流通機構への登録事項)
	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)
	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)	五 (略) (従業者名簿の記載事項等)	五 (略) (従業者名簿の記載事項等)

4 (略)	第五条の十一 法第三十四条の二第五項の 国土交通省令で定める事項は、次に掲げる ものとする。	一 (略) 二 当該宅地又は建物の取引の申込みの受 付に関する状況	一 (略) (新設)
	第六条の二 法第四十八条第三項の国土交 通省令で定める事項は、次に掲げるものと する。	二・三 (略) (新設)	二・三 (略) (新設)
	七 (略) (従業者名簿の記載事項等)	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)
	八 (略) (従業者名簿の記載事項等)	九 (略) (従業者名簿の記載事項等)	九 (略) (従業者名簿の記載事項等)

4 (削る)	第十一条の三 法第五十条の二の五第二項の 国土交通省令で定める事項は、第十九条の 二の七の規定により国土交通大臣が定める 地域のうち当該指定流通機構に係る地域と する。	第十一条の三 法第七十七条第三項又は令第九 条第三項の規定による届出は、次の各号に 掲げる事項(法第七十七条第三項の規定に よる届出については第五号に掲げる事項を 除く)を記載した届出書により行うものと する。	第十一条の三 法第七十七条第三項又は令第九 条第三項の規定による届出は、次の各号に 掲げる事項(法第七十七条第三項の規定に よる届出については第五号に掲げる事項を 除く)を記載した届出書により行うものと する。
	二 (略) (新設)	二 (略) (新設)	二 (略) (新設)
	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)
	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)

五 (削る)	第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の 国土交通省令で定める事項は、第十九条の 二の七の規定により国土交通大臣が定める 地域のうち当該指定流通機構に係る地域と する。	第十九条の三 法第七十七条第三項又は令第九 条第三項の規定による届出は、次の各号に 掲げる事項(法第七十七条第三項の規定に よる届出については第五号に掲げる事項を 除く)を記載した届出書により行うものと する。	第十九条の三 法第七十七条第三項又は令第九 条第三項の規定による届出は、次の各号に 掲げる事項(法第七十七条第三項の規定に よる届出については第五号に掲げる事項を 除く)を記載した届出書により行うものと する。
	二 (略) (新設)	二 (略) (新設)	二 (略) (新設)
	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)	三 (略) (従業者名簿の記載事項等)
	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)	四 (略) (従業者名簿の記載事項等)

別記様式第二号添付書類(6)を次のように改め、同書類を別記様式第二号添付書類(8)とする。

(A-4) 別記様式第一号添付書類(7)を削り、別記様式第二号添付書類(5)を添付書類(7)とし、添付書類(6)とし、添付書類(3)を添付書類(4)とし、同書類の次に次の一書類を加える。

添付書類(8)

添付書類(5)

上記のとおり相違ありません。

年 目 錄

氏名

前
序

四

モード仙

備考　法第11条の3第2項の規定により同条第1項の宅建物取引士とみなされる者にあっては、本様式の作成を省略することができる。

資産	価格	摘要
現金預金	現金預金	
有価証券	有価証券	
未収入	未収入	
土地建物	土地建物	
備品消耗	備品消耗	
その他	その他	
負債		
借入金	借入金	
未払り受取金	未払り受取金	
その他	その他	

別記様式第二号添付書類(2)の次に次の一書類を加える。

書類(3) 記述書添付略語

107

別記様式第八中の二を次の如く改め。別記様式第八中の四を次の如く改め。

新文藝八号の二(續)七三の三階

卷之三

- 「見習事務員登録」の欄には、株式会社登記の登録を記入すること。
 - 「ご連絡先登録」の欄には、取扱い店舗で販売される場合には記入をすること。
 - 一括請求に選択する者についても記入すること。
 - お届けする方が発送した場合は、お届け店舗に記入すること。なお、若者登録について選択、打込をするときは、選択、訂正等の欄に記入してください。

上記のとおり申立てません。

三

別記様式第九号を次のとおり改める。

別記様式第十号を次のとおり改める。

様式第九号(第十九条関係)	
印	印
宅地建物取引業者認 定する業務の内容を表示して下さい。	
免許証番号	国土交通大臣()第号
免許有効期間	年月日から年月日まで
会員登録番号	35cm以上
代表者氏名	
商号又は名称	
主たる事務所の所在地	電話番号()
専任の宅地建物取引士の姓	契約の締結・契約の申込みの受理等
専任の宅地建物取引士の名前	この場所における取り扱う宅地名稱
専任の内務省登録の内 容	建物の内容

備考 本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の姓」欄の「宅地建物取引業に從事する者の姓」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の姓」について変更があった場合のみ、変更すること。

様式第十号(第十九条関係)	
印	印
宅地建物取引業者認 定する業務の内容を表示して下さい。	
免許証番号	国土交通大臣()第号
免許有効期間	年月日から年月日まで
会員登録番号	40cm以上
代表者氏名	
商号又は名称	
主たる事務所の所在地	電話番号()
専任の宅地建物取引士の姓	契約の締結・契約の申込みの受理等
専任の宅地建物取引士の名前	この場所における取り扱う宅地名稱
専任の内務省登録の内 容	建物の内容

備考 本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定による
ケーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第十一号の二(第十九条関係) 標識			
この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で 分譲する宅地建物の内容を表示しています。			
免 許 碑番 号	国土交通大臣()第 号		
免 許 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
商 号 又は名称			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地	電話番号() -		
業務の態様 契約の締結・契約の申込みの受理等			
この場所における 取り扱う宅地名 称			
業 務 の 内 容			
建 物 の 内 容			
先	商 号 又 は名称	免 訸 碑 番 号	国土交通大臣()第 号

様式第二十七号(第十九条関係)
標識

宅 地 建 物 取 引 業 者 判	第 号
届 出 番 号	年 月 日
届 出 年 月 日	年 月 日
商 号	号
代 表 者 氏 名	
この事務所に置かされている 専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号() -
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43 号)第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。	

35cm以上

35cm以上

30cm以上

備考

- 1 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
- 2 本標識中、「この事務所に置かされている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

備考 本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
 「この場所においていた契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定による
 クーリング・オフ制度の適用があります。」

別記様式第二十八号を次のとおり改める。

様式第二十八号(第十九条関係)

標識

宅地建物取引業者票	
この標識は、宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出の 主要な内容とこの場所における業務の内容を表示しています。	
届出番号	第 号
届出年月日	年 月 日
商号	
代表者氏名	

主たる事務所の所在地

電話番号() -

この場所における 業務の態様	
取り扱う宅地名	契約の締結・契約の申込みの受理等
業務の内容	建物の内 容

当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第13号)第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。

35cm以上

40cm以上

- 備考
- 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
 - 本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるターリング・オフ制度の適用があります。」

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十五条の十一の改正規定は、令和七年一月一日から施行する。

○国土交通省令第七十一号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項、第五条第一項、第二十八条第一項並びに第二十九条ノ三第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法第九条第一項の規定を実施するため、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第一条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章～第二章の五 (略)

第二章の六 産業人員等運送船の施設(第

十三条の七)

第三章～第五章 (略)

第三章～第五章 (略)

附則

第二章の六 産業人員等運送船の施設
(産業人員等運送船の施設)

第十三条の七 第八条に規定するその他の乗
船者のうち産業活動(再生可能エネルギー
源その他のエネルギー源の探査若しくは開
発、水産養殖又は海洋掘削に関連するもの
であつて、海洋に設けられる工作物又は船
舶において行われるものに限る。以下この
項において同じ。)に従事する人員(以下この
項において「産業人員」という。)を運送

する船舶(旅客船、漁船及び産業活動が行
われる船舶を除く)であつて、次に掲げる
要件のいずれかを満たすもの(第三十二条
第一項第二号ウ及び第五十一条第一項にお
いて「産業人員等運送船」という。)に関し
施設しなければならない法第二条第一項に
掲げる事項及びその標準については、同項

の国土交通省令の規定にかかわらず、管海
官庁が千九百七十四年の海上における人命
の安全のための国際条約附属書第十五章第

国土交通大臣 斎藤 鉄夫